

特別支援教育エキスパート派遣事業実施要項

I 目的

特別支援教育エキスパート派遣事業は、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び高等学校等（以下「学校園等」という。）に在籍する、発達障害を含め特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対する課題が多様化、複雑化している現状に対応し、学校園等が一人一人の教育的ニーズに応じた支援ができるよう、要請に応じて特別支援教育エキスパートを派遣し支援を行うことで、支援体制を含め、学校園等の特別支援教育の推進に資することを目的とする。

II 事業内容

1 学校園等に対する支援

- (1) 市町村立及び私立幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び高等学校等（以下「市町村立及び私立学校園等」という。）への支援

視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱（病気療養児を含む）、知的障害、情緒障害、言語障害及び発達障害に関連する支援については、別表1に示す障害種別における支援地域を対象とする県立特別支援学校に市町村立及び私立学校園等が派遣を要請する。

なお、発達障害に関連する支援については、全ての県立特別支援学校が市町村立及び私立学校園等からの要請に応じて支援を行う。

- (2) 県立高等学校及び中等教育学校（後期課程）（以下、「支援対象高等学校等」という。）への支援

別表2に示す県立特別支援学校（以下、「巡回相談校」という。）は、支援対象高等学校等へ年2回巡回相談を行う。なお、1回目は1学期中、その後は巡回相談校と支援対象高等学校等が相談の上で実施する。3回目以降、継続して相談を実施する場合は「(1)市町村立及び私立学校園等への支援」の手続きに準ずる。

【巡回相談の手順】

- ①巡回相談校が支援対象高等学校等の副校長又は教頭と日程調整を行う。
 - ②巡回相談校担当者が支援対象高等学校等の特別支援教育コーディネーター等と面談を行う。
 - ③相談内容の中で、今後協力して対応する必要があると思われる案件について巡回相談校と支援対象高等学校等で確認し、今後の計画（他機関の紹介、定期的な訪問等）を確認する。
 - ④確認された要対応案件については、必要に応じて特別支援教育課とも情報共有を行いながら、継続的な支援を行う。
- (3) 特別支援学校への支援
特別支援学校への支援については、他の障害種に関する支援を行う。
- (4) 関係機関との連携
各特別支援学校は、自校での対応が困難な場合は、必要な情報等の収集に努め、他の特別支援学校あるいは県総合教育センターや専門家チームとの連携を図るこ

とにより、要請のあった学校園等への支援を行う。

(5) 特別支援学校のセンター的機能強化に係る校内研修等

県立特別支援学校においては、学校園等の支援に当たるとともに、自校における関係機関との連携による研修の実施（年1回）など、学校園等の支援に関するセンター的機能としての専門性の向上や自校の特別支援教育のさらなる推進に努め、他の特別支援学校への相談支援や高等学校からの視察などに応じる。

2 支援に関する内容

- 特別な支援を必要とする幼児児童生徒の支援に関すること
- 個別の教育支援計画等の作成、引継ぎ及び活用に関すること
- 特別支援教育支援員の研修に関すること
- 校園内の支援体制整備に関すること
- 学校園等に在籍する病気療養児の復学支援等に関すること
- 特別な支援を必要とする生徒の進路指導及び就労支援に関すること
(障害者雇用促進法に基づく就労に係る支援は、原則、高等学校は高等支援学校等就労支援事業を活用する。)
- その他特別な支援を必要とする幼児児童生徒の支援に関すること

3 特別支援教育エキスパートの派遣

- ① 特別支援教育エキスパートの任命
視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱（病気療養児を含む）、言語障害、情緒障害、発達障害に関する専門的知識及び経験を有する県立特別支援学校教員の中から本事業の目的に照らして特別支援教育エキスパートを任命する。
- ② 特別支援教育エキスパートの任務
特別支援教育エキスパートは、要請のあった学校園等を訪問し、必要に応じ専門家チームの意見を踏まえながら、特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対する指導内容・方法、進路指導、学校等の支援体制等に関して、専門的な立場から情報提供・指導を行う。
- ③ 市町村との連携
要請のあった学校園等への訪問等においては、当該の市町村が独自に支援体制を整備しており、相談・支援を行っている場合は連携を図る。

4 専門家チームの設置及び派遣

- (1) 専門家チームの設置
視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱（身体虚弱）、言語障害、情緒障害、発達障害、病気療養児の復学支援等に関する専門的知識及び経験を有する大学教員、医師、臨床心理士等を専門家チーム員として委嘱し、専門家チームを設置する。
- (2) 専門家チーム員の任務
専門家チーム員は、原則として特別支援教育エキスパートとともに、実態及び支援状況の把握に努め、特別な支援が必要な幼児児童生徒への具体的な対応並び

に校園内支援体制の充実等について、学校園等及び特別支援教育エキスパートに対して指導・助言を行う。

5 特別支援教育エキスパート連絡協議会の開催

特別支援教育エキスパートの資質の向上、支援に必要な情報の共有を図るため、次に掲げる事項について研究協議を行う特別支援教育エキスパート連絡協議会を開催する。

なお、特別支援教育エキスパート等の招集及び会議の運営は、県教育委員会で行う。

- 支援状況の報告及び支援方針の検討、困難事例の対応等に関すること。
- 特別支援教育エキスパート派遣事業の円滑な実施に関すること。
- その他特別支援教育エキスパート連絡協議会に関し必要な事項に関すること。

6 その他

本事業は平成20年度より行われてきた県巡回相談事業の趣旨を引き継ぎ、より専門性の高い支援を行うために実施していた専門指導員派遣事業の名称を変更した事業であり、令和5年度からは高等学校におけるインクルーシブ教育推進事業及び長期療養児支援充実事業を統合して実施するものである。

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成20年4月 1日から施行する。

平成21年4月	1日	一部改正
平成22年4月	12日	一部改正
平成23年4月	1日	一部改正
平成24年4月	1日	一部改正
平成26年4月	1日	一部改正
平成27年4月	1日	一部改正
平成28年4月	1日	一部改正
平成30年4月	1日	一部改正
令和 4年4月	1日	一部改正
令和 5年4月	1日	一部改正

(別表1) 障害種別における支援地域 (各学校の通学区域を中心とした地域)

障害種別	特別支援学校	支援地域
視覚障害	県立岡山盲学校	全 県
聴覚障害	県立岡山聾学校	全 県
知的障害	県立岡山南支援学校	玉野市、早島町
	県立倉敷まきび支援学校	倉敷市、総社市、高梁市
情緒障害	県立西備支援学校	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町
	岡山県健康の森学園支援学校	新見市、全県※1
言語障害	県立東備支援学校	備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町
	県立誕生寺支援学校	津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町
発達障害	県立岡山瀬戸高等支援学校	全 県 (市立・私立高等学校等) ※1
	県立倉敷琴浦高等支援学校	全 県 (市立・私立高等学校等) ※1
肢体不自由	県立岡山支援学校	全 県
	県立岡山東支援学校	備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町
	県立倉敷まきび支援学校	倉敷市(玉島・旧船穂・真備町)、総社市、高梁市
	県立早島支援学校	倉敷市(玉島・旧船穂、真備町除く)、玉野市、早島町
	県立西備支援学校	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町
	県立誕生寺支援学校	津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町 奈義町、西栗倉町、久米南町、美咲町、吉備中央町
病弱・ 身体虚弱 (病気療養 児を含む)	県立早島支援学校	全 県

※1 岡山市の学校園等からの依頼については、知的障害、情緒障害、言語障害、発達障害は特別支援学校のセンター的機能で、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱(病気療養児を含む)は特別支援教育エキスパート派遣事業で対応する。

※2 発達障害については、県立岡山盲学校、県立岡山聾学校、県立岡山支援学校、県立岡山西支援学校、県立岡山東支援学校、県立早島支援学校も、要請に応じて支援を行う。

※3 県立中学校及び中等教育学校(前期課程)については、別表2の支援対象高等学校等に附随するものとする。

※4 県立岡山瀬戸高等支援学校、県立倉敷琴浦高等支援学校については、市立・私立高等学校等を中心に全県を対象とする。

(別表2) 巡回相談校における支援対象高等学校等

巡回相談校	支援対象高等学校等
県立岡山盲学校	県立岡山工業高等学校、県立倉敷中央高等学校
県立岡山聾学校	県立岡山操山高等学校、県立水島工業高等学校
県立岡山支援学校	県立備前緑陽高等学校、県立倉敷南高等学校
県立岡山西支援学校	県立岡山一宮高等学校、県立岡山南高等学校 県立高松農業高等学校
県立岡山東支援学校	県立岡山城東高等学校、県立東岡山工業高等学校 県立鳥城高等学校
県立岡山南支援学校	県立岡山芳泉高等学校、県立興陽高等学校 県立岡山東商業高等学校
県立岡山瀬戸高等支援学校	県立岡山朝日高等学校、県立岡山大安寺中等教育学校 県立西大寺高等学校、県立瀬戸高等学校 県立瀬戸南高等学校、県立林野高等学校
県立倉敷まきび支援学校	県立総社高等学校、県立総社南高等学校 県立玉島高等学校、県立玉島商業高等学校 県立鴨方高等学校、県立矢掛高等学校
県立倉敷琴浦高等支援学校	県立倉敷古城池高等学校、県立倉敷鷺羽高等学校 県立倉敷工業高等学校 県立玉野高等学校、県立玉野光南高等学校
県立西備支援学校	県立井原高等学校、県立笠岡高等学校 県立笠岡工業高等学校、県立笠岡商業高等学校
岡山県健康の森学園支援学校	県立新見高等学校、県立高梁高等学校 県立高梁城南高等学校、県立真庭高等学校 県立勝山高等学校
県立東備支援学校	県立和気閑谷高等学校、県立邑久高等学校
県立早島支援学校	県立倉敷青陵高等学校、県立倉敷商業高等学校 県立倉敷天城高等学校
県立誕生寺支援学校	県立岡山御津高等学校、県立津山商業高等学校 県立津山工業高等学校、県立津山高等学校 県立津山東高等学校、県立勝間田高等学校